

「みよし男女共同参画プラン『パートナー』」 2014～2018への意見を募集します。

男女がお互いにその人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができ、**男女共同参画社会**の実現のための指針として策定した「みよし男女共同参画プラン『パートナー』」。

見直しから5年を迎え、社会情勢の変化を踏まえつつ、みよし市の男女を取り巻く状況に対応した「みよし男女共同参画プラン『パートナー』2014～2018」がまとまりましたので公表し、パブリックコメント制度により皆さんからの意見を募集します。

男女共同参画社会って？

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と男女共同参画社会基本法(第2条)で定義されています。

つまり、男性も女性も意欲に応じてあらゆる分野で活躍でき、自らの希望に沿って夢や希望を実現できる社会のことです。

みよし市の取り組み

みよし市では、平成15年度から19年度までの5カ年を計画期間とする「みよし男女共同参画プラン『パートナー』」を策定しました。その後、男女を取り巻く社会環境の変化を踏まえ見直しを行い、平成21年度から25年度までを計画期間とする「パートナー」(改訂版)を策定し、施策の推進に努めてきました。

現在は、加速する少子高齢化や経済情勢を反映した労働環境の変化、大規模災害から見えてきた避難所運営などのさまざまな問題、深刻化する配偶者や恋人からの暴力など、新たに多くの社会的課題が浮かび上がってきています。

計画の期間

この計画の推進期間は、平成26年度から平成30年度までの5年間とします。

ただし、国や県などの法制度の改正をはじめ、社会情勢の変化に適應し、施策を効果的に進めるために、必要が生じた場合には、計画の見直しを行います。

プランの基本理念

みよし市では、総合計画に掲げるまちの将来像「みんなで築くささえあい」と活力の都市の実現に向け、「男女共同参画社会基本法」の基本理念を尊重しながら、次に掲げる4つの項目を本プランの基本理念とし、男女共同参画の施策を展開していきます。



- ①男女が性別による差別的扱いを受けることなく、個人としての尊厳が重んじられる
- ②性別による固定的な役割分担などを反映した制度や慣行により、男女の社会における活動の自由な選択が制限されることなく、個人としての能力を発揮できる
- ③家族を構成する男女が、子育て、介護その他の家庭生活における活動と職場、地域その他社会生活における活動に対等に参画できる
- ④女性に対するあらゆる暴力を根絶する

パブリックコメント募集期間

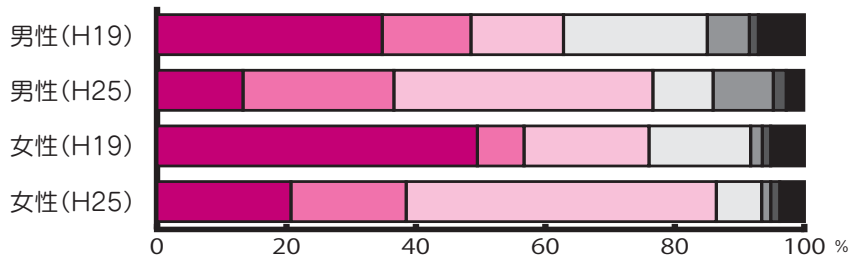
1月15日(水)から2月17日(月)まで

▼問い合わせ＝協働推進課

☎(32)8025 FAX(76)5702

みよしの男女共同参画を取り巻く状況

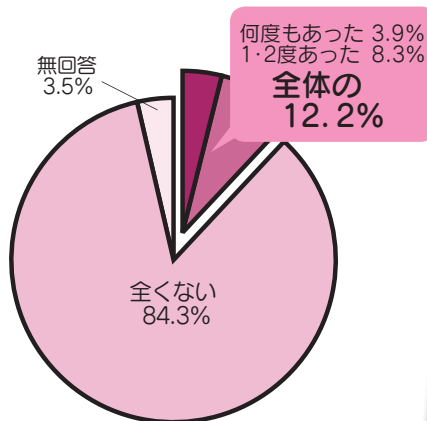
- 父親として子育てに積極的に参加すべき
- 積極的に参加し、仕事との両立を図るべき
- 仕事の妨げにならない範囲で参加するのが良い
- 男性の参加は不十分だが、仕事があるためやむを得ない
- 女性の方が向いているため女性に任せた方が良い
- 参加する暇があるならもっと仕事に全力投球すべき
- 無回答



資料:男女共同参画に関するアンケート調査(平成25年度みよし市)

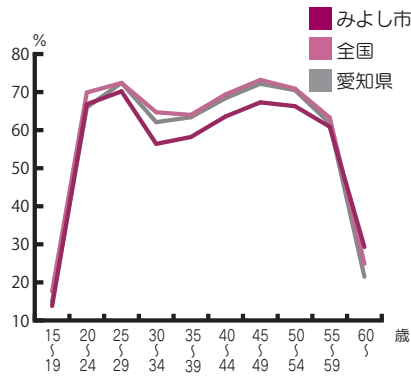
平成19年度の調査では「父親として子育てに積極的に参加すべき」と考える人が最も多かったのに対し、平成25年度の調査では「仕事の妨げにならない範囲で参加するのが良い」と応えた人の割合が最も高くなっています。

男性の家事・育児への参加について



資料:男女共同参画に関するアンケート調査(平成25年度みよし市)

ドメスティック・バイオレンス(DV)の状況について



資料:国勢調査(平成22年)

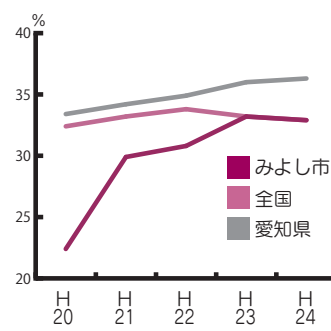
女性の労働力率は、結婚・出産期に当たる年代で一度低下し、再び上昇するというM字カーブを描くことが知られており、みよし市でも同じ傾向が見られます。しかし、女性労働力率では国や県の数値を下回っていることが分かります。

女性の就労について

※今年度実施した男女共同参画に関するアンケート調査の結果は、市ホームページ(<http://www.city.aichi-miyoshi.jp/kyodo/index.html>)に掲載しています。

「みよし男女共同参画プラン『パートナー』2014～2018」では、みよしの男女共同参画を取り巻く現状と、国の「第3次男女共同参画基本計画」、愛知県の「あいち男女共同参画プラン2011～2015」との整合性を図りながら、次の5つの視点に重点を置き、基本目標を設定しました。

- ① 男女の人権の尊重
- ② 男女共同参画についての意識啓発
- ③ 女性の能力の活用
- ④ 男性にとつての男女共同参画
- ⑤ 女性に対する暴力の根絶



資料:各課調べ(みよし市)、男女共同参画に関する年次報告(愛知県)、男女共同参画白書(国)

みよし市における審議会などへの女性登用率は、平成24年4月1日現在では、33.1%と、国(32.9%)とほぼ同じ割合です。しかし、愛知県の登用率(36.3%)と比べると低い結果となっています。

審議会などへの女性登用率について

現在のプランと現状を照らし合わせて表現や分類の見直し、施策の統合、そして新規施策の策定などを行いました。
新たに設けた施策と特に内容を充実させた施策を紹介します。

基本目標Ⅰ

男女共同参画社会を 目指す意識づくり

◆広報紙などによるPR

特に小・中・高校生向けのチラシを作成し、若年層へのPRに努める

◆男女平等などの視点に立つ保育・学校教育

男女共同参画の正しい理解と知識を深めることができる資料を充実させるとともに、男女の協力、平等についての指導を行う

基本目標Ⅱ

男女ともあらゆる分野へ 参画できる機会づくり

◆施策・方針決定の場への参画

各種審議会や委員会などへの女性の登用率を毎年調査し、各所管課に女性登用率の向上を働きかける

◆防災・災害復興における男女共同参画の推進

災害発生時に女性の意見を反映させた避難所運営などがスムーズにできるよう、防災訓練への女性の参加を促す

◆国際理解・多文化共生社会における男女共同参画の推進

男女共同参画に関する国際的な動き、統計などの情報を収集し、市民に発信する



基本目標Ⅲ

多様な働き方を選択 できる環境づくり

◆子育て支援の充実

0歳から18歳までの子どもを対象にした、親の子育て不安の解消と子どもの健全な成長をサポートする総合的な機能を持つ子ども総合支援センターを開設し、子育て支援を推進する

◆男性の家事・育児・介護参加の促進

家族介護者支援事業などへの男性の参加を促す



基本目標Ⅳ

健康で安心して暮らせる ための基盤づくり

◆高齢者や障がい者の自立支援

障がい者と高齢者の相談窓口を一本化した「地域相談支援センター」を設置し、さまざまな相談に対応し、必要に応じた支援を行う

◆外国人市民への支援

窓口に通訳を配置し、外国人の諸手続きのサポートや相談に対応するとともに、他機関の外国人相談窓口や生活支援制度の情報を収集し、提供する

◆DV(ドメスティック・バイオレンス)等被害者の保護、支援

DVなどに関する市民の認識を深めるため、広報紙やチラシなどによるPRに努めるとともに、県や警察などの他機関および庁内関係各課と連携をとりながら、被害者保護に対応する

基本目標Ⅴ

プランの総合的な 推進体制づくり

◆市民参加によるプランの推進体系の整備
市民との協働でプランを推進する方法を検討する



KEYワード

DV(ドメスティック・バイオレンス)

一般的に、配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力という意味で使われる。直接的な暴力だけでなく、心理的なものや経済的なものなど、さまざまな暴力がある。



5年後の数値目標

このプランの取り組みを進めていく上で、みよし市の男女共同参画がどのように変わったか具体的に分かるように、取り組み内容の方針・施策の方向性について、数値目標を掲げ達成度を確認していきます。（数値目標は、左表を参照）
これらの数値の目標年次は、本プランの推進期間の最終年度である平成30年度までとし、その結果によって目標達成度を検証し、男女共同参画の取り組みに生かしていきます。

男女の地位に関する意識について		
指標	数値	
	現状 平成25年度 (2013年度)	目標 平成30年度 (2018年度)
①「男女共同参画社会」の認知度	77%	80%
②家庭生活での男女の平等感	33%	45%
③職場での男女の平等感	22%	25%
④学校教育の場での男女の平等感	58%	65%
⑤政治の場での男女の平等感	16%	25%
⑥地域活動の場での男女の平等感	29%	35%
⑦法律や制度の面での男女の平等感	33%	45%
⑧社会習慣の面での男女の平等感	17%	20%
現状数値は、平成25年5月24日から6月12日までの期間で、市内在住の16歳以上の男女それぞれ500人、合計1,000人を無作為に抽出し、男女共同参画の意識調査を実施した結果で、それぞれの質問に対して「平等である」と答えた人の割合です。 目標数値は、内閣府が平成24年10月に行った男女共同参画社会に関する世論調査の結果を目安として、このプランの推進期間の最終年（平成30年）に同様の意識調査を実施する場合に目標とする数値です。		
みよし市における女性の登用について		
指標	数値	
	現状 平成25年度 (2013年度)	目標 平成30年度 (2018年度)
各種審議会の委員の構成に占める女性の割合	29.4%	35%
法律や条例に基づいて設置されている委員会などにおける女性の登用率を毎年確認します。		

●皆さんのご意見をお聴かせください●

「みよし男女共同参画プラン『パートナー』2014～2018」に対する皆さんのご意見をお聴かせください。
また、この内容は、みよし情報プラザ（市役所1階）、サンネット、またはみよし市ホームページ（<http://www.city.aichi-miyoshi.lg.jp>）でもご覧になれます。

▶意見の提出方法＝1月15日（水）から2月17日（月）までに住所・氏名・電話番号を明らかにして、協働推進課へ次のいずれかの方法で（様式は任意）



- ①郵便…〒470-0295（住所記入不要）
 - ②電子メール…✉kyodo@city.aichi-miyoshi.lg.jp
 - ③ファクス…FAX(76)5702
 - ④直接
- ▶問い合わせ＝協働推進課 ☎(32)8025 FAX(76)5702

